

平成二十一年七月十七日受領  
答弁第六五四号

内閣衆質一七一第六五四号

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出キルギス国会において一九九九年に同国で発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言がなされた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出キルギス国会において一九九九年に同国で発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言がなされた件に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、キルギス側に対し、御指摘の「議事録」の提供を要請し、督促しているが、キルギス側から現時点において要請に応じていない理由についての説明は受けていない。

二について

先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第五八六号）二についてでお答えしたとおり、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり差し控えたい。

三について

お尋ねの「口上書」は、御指摘の「議事録」の提供を要請する内容となっている。

四及び五について

政府としては、キルギス側より御指摘の「議事録」の提供を受けるために、キルギス側に対し、期限を設けず、引き続き御指摘の「議事録」を速やかに提供するように要請していくことが適当であると考えてい

る。